様式第七号の六 (第十五条の五関係)

新規免許取得後に、保証協会に加入せず、 供託した場合に届出する場合の例(免許許 可後3ケ月以内に県へ届け出義務)

(A4) 4 1 0

営業保証金供託済届出書

提出日

R2年 5月 15日

滋賀県知事殿

届出者商号又は名称かいつぶり不動産株式会社郵便番号(520 - 8577)

主たる事務所の

所 在 地 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

氏 名 近江 太郎 (法人にあっては、代表者の氏名) 電 話 番 号 (077)528 - 4321

ファクシミリ番号 (077)528 - 4911

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

 更新の	受付 	受付年月日					届出時の免許証番号 2 5 (1) 1 2 3 4									5	
1を選択		の原因 1	3. 5.	1. 新規免許の取得(法第25条)2. 事務所の新設(法第26条)3. 不足額の発生(法第28条)4. 保管替え等(法第29条)5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失(法第64条の15)6. 変換(差し替え)													
		託	託 番 号				供託年月				日	但	共 託		所		
	R 2		金2証 国	第		1	号	I	R 2年	= 5	月	8日	大淘	法務	局	支原主導	司 長所
	金釒	桟の場合	の供託	額(円))								1 5	0 () 0	0	0 0
	有価証券の場合の供託額												Ī				円
	有価証券の場合の営業保証金に充当される							5額(円)									
	振替国債の場合の供託額(円)									
_	変換の場	湯合に			供	託	番	号					供託	年	月	日	
	は、変換			年度	1金2	証3国	第				号			年		月	日
	供託物に	- 関す		年度	1金2	証3国	第				号			年		月	日
	る事項			年度	1金2	証3国	第				号			年		月	日
			名 称					所 在 地									
	今回の側 係る事務 関する事	务所に	かいつぶり不動産株式会 社 本店					滋賀県大津市京町4-1-1									
			草津店					滋賀県草津市草津3-14-75									

確認欄